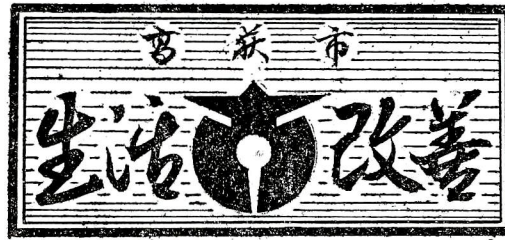


第7号

昭和31年3月25日発行



発行所
高萩市役所
編集
農林課
印刷
藤枝印刷所

新市建設に邁進

市長定例会
市役所において
新年度の施政方針説明

本日、昭和三十一年度通常予算その他の関係議案の御審議を御願ひ致すため、三月定例会市会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共御多端の折にもかかわらず、市長といひまして厚く御礼申し上げます。次第であります。

尚、各部委員会或は合併協議会、其の他各種協議会に引續いて本日より新年度予算を初めとする二十数件ののぼる多数の案件の御審議を煩わす点、真に恐縮に存ずると共に各位の御勞苦に對し重ねて敬意と感謝の意を表するものであります。

さて御承知の通り國際並に国内の状況は未だ十分なる安定を見るに至らず政府の新年度予算は一兆一兆三百四十九億の枠内において均衡財政を堅持するとの方針がとられているようであり、一方地方財政におきましても健全化の構想を盛り込み一兆四百数十億の規模として示されておりますが昭和二十九年年度末に於ける六四九億にのぼる巨額な赤字を解消するには何といつても地方財政の規模を逐次縮小しなければ赤字の解消は期せられないのであります。

地方財政が更に赤字を累積することになれば、地方行財政の運営が破綻を來すことは自明の理であります。この意味におきまして地方財政は、国の財政と歩調を合せ健全化が要請される所以でありましてこの重大時期に立つ地方財政の難関を打開するためには抜本的な行財政制度改革と、強力な財源の獲得、地方財政法に矛盾する財源措置、不明確な事務配分等地方に對する施策の改善等強力な連環機關を通じ或は、本市独自の立場に於て、これが実現を要求する事は当然必要であります。また、地方団体と致しまして、なお一層の努力と反省が緊要ではなからうかと存するものであります。

従つて、本市におきましては現在までに累積された赤字、謂へば各種負債や学校施設組合の償還金等を解消し、健全な行財政規模を早急に確立することが最大の急務であると考えざるを得ません。

歳入面に於てこの方針に則り、これが増収確保と歳出における経費の徹底的節減について具体的な方策を樹て健全化に向つて強力に推進し、着々新市建設五ヶ年計画の具体化に邁進致すこととを本年度施政の大綱と致したいと存じます。

先ず三十一年度実施した事業の概況を申し上げ、續いて新年度の財政面及び事業面の概略を逐次御説明申し上げます。

合併当初の新市建設計画に基つき大凡周辺地区に對する施策を重点的に優先せしめたのでありますがその他の地区についても必ずしも之を輕視することなく併行して考慮いたし今日に至つております。即ち大北林道の改修によるバス乗入れ、上君田出張所の設置、近くは高萩大子線のバス開通を企図いたしております。高萩バルブ工場の操業開始、汚水の処理、小田地事業、市営住宅の建設等、更にはディーゼルカーの延長運転、六號國道の舗装、跨線橋の設置等着々実現に近づいてるわけであります。さて年度改まり三十一年度の予算編成に當りましては新市建設五ヶ年計画第二年度の実現を目指しまして勇躍いたしましたのでありますが国を挙げての赤字財政の例にもれず、本市も又学校施設組合の償還金を考慮するならば当然赤字と相成りまして、地方財政再建促進特別措置法に所謂、再建債の束縛を受けまして恐らく經常經費のみをもつて賄う以外一歩も出ることが出来なくなり、ひたすらに財政の恢復を待つ外なくなる情勢に迫込まれる公算が大へん多いのであります。従ひまして大いに張り切つてはみましたが次に申述べる様に健全財政堅持の建前から、收入に應じ、器量に叶つた処で賄う以外に途がないのであります。その中で、あれも之もという重要問題の中で、取り落したものの一つについては、誠に残念であります。將來財源のべき次第、御要望に添うよう採り上げることに致したいと存じます。特に税法の改正及自治法の一部改正等未だ明確に決定をみておりませんので本年度に於て赤字の出ないよう健全財政堅持のため、歳入を過大に見込まず、歳出については、經費の効率的使用にこそ重点の配分によつて財源の確實な見通しを期し、その範圍内で全般的策定をいたしたのであります。

先づ歳入について申上げますと……

市民税については上局の指示によりまして現行法によつて計算したことは申し上げるまでもありませんが三十九年現計よりも八一八、五四〇円の減となつております。これは法人税割で六二四、〇〇〇円の増、均等割では前年通り、滞納繰越分十萬減のためであります。固定資産税については約七〇〇、〇〇〇円の増の見込みでございます。自転車税、荷車税、電気ガス税、入湯税については前年実績に依り計上いたしました。木材引取税については三十九年度調停の現計に従つて計上いたしました。従来捕促の点につきましてはつとめて之が把握に努力をいたす為、現地に報告者を置き歳出面で入夫賃を計上いたしました。

釧路産税につきましては前議案以来屢々問題となつておりましたので執行部といたしましては業者と折衝を重ねた結果、二〇〇〇円を二と先づ一、五〇〇〇円に引上げました。これは残念であるので、尙単個引上げに努力いたすと同時に、毎月一回駅につき趣数をつかむと共に、山元販売趣数についても及ぶ限り、その実績を知ることにより努力いたす所存でございます。公企業財産収入は昨年比し何等見込むことができません、使用料手数料については前年の実績を基礎といたしました。國庫支出金、県支出金については法規に基づき基礎により算定いたしましたことは申し上げるまでもありません。寄附金につきましては土木、教育等に於て当初には見込めません。基本財産造成のもののみ前年の実績に従つて計上いたしました。繰越金は一八、六〇〇、〇〇〇円とみまします。市債関係におきましては中戸

川小学校工事費 三、五九〇、〇〇〇円のうち、六四八、〇〇〇円の起債償、之と等額の国庫補助を見込めば市の純負擔は、一、七九四、〇〇〇円となります。このことは歳出面でも申し上げます。以上合計いたしました二、二五、二二七、三七三円となります。

次に歳出について 申上げます……

先づ議会費については報酬について議員各位の品格を保つため他の市と比較いたしました結果その最低線まで引上げました。役所費職員給については二%の昇給の幅をみました定数には尚満たない上若干の退職者もございましたので現況のままで計算いたしました需用費は節約一途に思いをいたしました自動車の購入と庁舎建築費 六、〇〇〇、〇〇〇円を計上いたしました。消防費については機構改革による定員減のために減額を生じましたが貯水槽火の見高岡関係の被服等向支出を要するので昨年よりも若干増額いたしました。土木費におきましては石滝の橋がどうしても捨てられぬというので二ヶ年継続で鉄筋にすることにいたしました。跨線橋一、八〇〇、〇〇〇円は補助金に連なる紐付でありますので議決がないといけませんので計上いたしました。跨線橋については実現するものと期待するわけがあります。教育費につきま

しては歳入の面でも申上げました通り地元の皆様が非常な熱意の下に五十万の寄附を約束され且つ教育委員及議会の文教委員の再三の御研究により起債と国庫補助と寄附とを合せ市の純負擔は約一、八〇〇、〇〇〇円で済むことに相成りますのでそのよう計上いたしました。

次に社会および労働施設費について 申上げます

従来五十人百十人の失対のワケを百六十人に上げまして空地整備に二、〇〇〇、〇〇〇円道路整備に二、〇〇〇、五七〇円、環境整備事業で一、九九八、二三〇円その他合せまして一六、八六五、〇〇〇円計上いたしました。この努力費については三分の二資材は二分の一の国の支出金があります。生活保護費については現業員の強化により査定の正確を期してはおりますが横ばいとい申すよりは幾分上昇の一路をたどっているのは残念なことであります。保健衛生費については塵芥処理用トラックが古くなり極めて非能率なので新車一台の購入を企図いたしました。

次に産業経済費について 申上げます

昨年は商工課を独立させました之は将来発展の第一歩として考慮したのであります。増額に増額はできませんでしたが若干増額をいたしました。

した、その他は前年の通りであります。財産費につきましてもは申上げる程のことございませんが公債費は起債に対する償還金の累額によりまして若干増額を免れませんでした。統計調査費については前年に比し国勢調査がないだけ軽くなっております。選挙費については参議院のものは国から、漁業調整委員の方は県から金が参りますので市の純負担は委員会費用のみで諸支出金については納税貯蓄組合の設置を勧奨いたしました結果七十一の組合の結成をみました之によつて組合及個人への報償費の増額を見込まねばならないので徴税費の増額をみたわけでありました。豫備費については前年通りで歳入と見合せ歳出合計一五、二二七、三七三円と相成る次第でございます。

ことしの生活改善 運動について

新生活運動の目的が生活の向上にあるといつてもやばりそこに何等かの動機がなければ生活の向上は期し得られない。つまり改善を要する対象をとり上げ、それを問題としてとらえ、立派なリーダーと組織の力でこれを処理してゆくといふ一定の段階を踏まなければ効果はあがらない。時間のムダ、結婚が派手すぎる、葬儀に花輪が多い。婦人の衛生知識が低い、政治に関心が低い、家族計画に理解が少なく、リーダーになるかと悩まれる。……等々……

以上極めて概括的に申述べましたが詳細につきましては、助役以下主管課長より夫々御説明申し上げる筈であります。幸いにして全議案が議会の御同意を得ますならば、新市建設の基本方針を忠実に守り必要な諸計画を実施する事によつて三万市民の要望と議員各位の御期待に應へる決意を重ねて表明するものであります。何卒、慎重御審議の上全議案につき御協賛賜りますよう御願ひ申上げる次第であります。以上（尚豫算の詳細については次號に掲載致します）

ことをとりあげる、謂え一、集会時刻の助行
一、贅沢な宴會の廃止
一、宴會での酒の飲酬強要
一、結婚式のムダを省く
一、葬儀花輪の節約
等々ムダと無理のないようまた行事が簡潔で意義あるよう進めて行きたい。結論として地味な本運動を推進して行くためには各方面で実行され、成果をあげていくことを学びとり、その地方々々に適したことがらをそれら組織でとりあげ、みんな協力して自ら実行すること今後の新生活運動の重要な問題ではなからうか。

生活改善の村

冠婚葬祭の簡素化を計り、冗費の節約を實行している部落を紹介しよう。

耶摩郡北塩原村谷地部落で昭和二十八年福島県生活改善模範部落に指定され、先ず最初に、冠婚葬祭の簡素化を計るため、冠婚葬祭の簡素化を取りあげた。そして部落全員合意の上で「私の村の定」を作り、早速実行することにした。しかし最初は親類からの抗議が申込まれるのではないかと、また嫁にくれる家がないのではなからうかと、と不安だったと云う。

ところが、そんな処なら是非娘を嫁にやりたいという話が沢山出て、最初の不安も何処へやら、自信をもつて実行する覚悟が出来たところである。

あれから三年、いまでは世間から羨まれながら、幾十組かの結婚式が挙げられ、平和な明るく、そして楽しい生活が営まれている。

更に葬儀に関する事、祭礼に関する事、其の他生活行事一切の事柄について一つ一つ村の定を守つて実行されている。

農村の封建的風風から不可能と考えられることが堂々とやつてのけられた。その影には村長を始め全員一致して合理的生活の開拓に突き進んだことの結果で、行

く人々に深い感銘を与えていた。

こうした実例が人類の「生」への動きとしては全く小さな一件に過ぎないが、市内のすみずみまで光を与え人々の手本ともなり生活改善への資ともなれば幸せである。

次にこの村の「定」を参考のため掲載する。

私の村の定

冠婚葬約に関する定

私共の生活を一層合理化して、その水準を向上させるためには、共同の意志にしたがつて、旧来の因習を一掃し画期的な施策を試み、目的効果の実現を計らなければならない。

しかしながら伝統的な良俗と美風とを破壊したり、あるいは情誼を忘却したりすることのない様に注意して次のことを定めよう。

冠婚葬に関する定

一、定 酒

定酒は簡素に行ふこと。但し招待する場合は三名以内とする。

二、結 納

結納は、現金を本則とする。この場合、結納金額

は玄米二俵に相当する価格を以て限度とする。但し、衣類を用いる場合は式服は新調しないことを原則とする。その他の衣類にしても当日必要以外の物は嫁家で止め置き、婚礼終了度、新郎又は新婦に贈与する。

三、調度品

調度品は、日常こと欠かない程度のものととし、余分な親金は預金通帳にして持参すること。

口、簞笥は一棹を原則とし、二棹を越えないこと。

布団を贈与する場合はこれを一棹と認める。但し、布団袋等に入れる場合は、この限りでない。

ハ、新郎又は新婦の持参衣類は直に実用的な物のみに止める。

ニ、鏡台(あるいは机)または針箱(あるいは本箱)等は体裁にとらわれず、あくまで実用本位の簡単なものに止める。

四、招待客

イ、招待客は親戚(世帯主の三親等までをいう以下同じ)のみに止め、同年輩、旧来の兄弟分知人、仲間、お稽古の先生等の招待は廃止する。したがって、旧来の残酒等も廃止し当日限りをもって終了する。

ロ、新郎新婦の中帰りは従来通り認めるも、父

又は母の寄る寄ればは廃止する。

ハ、迎え見参りは最少限度に止め、新郎又は新婦を合せて五人を越えないこと。

五、挙式並に祝宴

式は公民館に於て次により厳粛、簡素に挙行することと原則とする。事情により家庭において行ふ場合はこれに準ずる。

記

1、来賓着席

2、新郎新婦着席

3、開式の辭

又、振舞は廃止する。ト、従来の引物も廃止する。

チ、結婚後日において玄米調度の有無を問題にしないこと。

◇出産に関する事

一、出産は原則として婚家に於て行ふこと。

但し、初産の場合、事情により生家において行ふ場合は、生家より衣類、調度品(ネンネコ、おくるみ、たらいその他)を贈る風習を廃し、婚家は自家の児であることを認識し、一切の必要品は婚家で準備すること。

二、出産祝は全廃し、近隣間にあつては物品、金銭等の贈答を廃し、単なる祝意を表する程度に止めること。

但し、親戚及仲人はこの限りでない。

枕引祝の赤飯配りは廃止する。

三、祝祝、紐解祝、節句祝その他の祝事の招待及び祝品の贈答は廃止する。

四、葬儀に関する事

一、部落内における一般者の香奠は白米一升、若しくはその代価とする香奠返し及び部落内の書中挨拶は一切行わないこと。

二、お初糖は、概ね米価の二升乃至三升に相当する額とする。

三、葬儀には一切酒を用い

ないこと、十日祭もこれに準ずる。

五、葬儀手伝は必要最少限度に止める。

六、葬儀の際の施物は廃止する。

お祭りさわぎ

沼田保

反対する者

なんでそう「お祭りの合同」をヒステリックにさわぎたてるのかと読者はいやになるだろうが、まあ私の話も聞いてやつて下さい。

合理性

は負はせられない。むしろ元兎は、はつきりわからない神様を子供の時から、唯「めい」と教えこまれて来た全市民の微妙な心理の中にあるようである。

親愛なる大和田菊さんが前號で、こまかく過去のいきさつについて述べ、更に現在のザマについて言葉するどく論難していたが、全く世の有志たるものに、反省せざるべけんやである。世論調査の上では、絶対多数が賛成しているが、実行されてはいない。或は多くの人々の内心は反対若くは無関心なのに、ひらけな人と言はれ度くないと体裁をつくるつて、反対を表明しないのかと疑いたくなる。いずれにしてもほんの少数の人々の思ひ通りになつてゐるとなつては、民主主義も夜泣きせざるを得ない。

反対の声の出所がよく商店界にあるとみなされるのは気の毒である。なる程商店界は出来るなら毎月でもなんののののと名目をかえたとお祭りをやりたいだろう。

人々が街にぎわうことは財布が涙山散歩していることになり、お金の消耗もその財布の数に比例するからだが商店界にのみその實

て来た感情が、「厄払いと感謝のついで」として習慣づけられたのに違いない。天然現象が古の人々に、神のなせるわざであると断定させたのも自然である。今でも洋画などで、白人がハリケーンになりあわやという瞬間、一天にはかきくもる日蝕が出来「神様の拒否権発動」だと土人が驚きささぎ、白人は目出度く助かるという筋書をよくみかける。

弱きを助け
大昔から話をしていては夜が短かくなつたのに迷惑するから、早速問題の核心にふれよう。

○本號は新市建設五ヶ年計画の完遂を目指して産業に教育に大きな関心と福祉高萩の振興に努力されている市民各位のために新年度の施政方針を第一

何でも言うまゝになつて深山貫いだり、「神ごと」の日に仕事をする者は、罰金を納付すみにしてから野良へ出るなら「罰なし」と大衆を誘導してしまつたのは、神様をお守りすることによつて生活して来た代々の人間様の營業政策だつた

今再燃している合同問題について第一に取上げてもらいたいのは、各団体の責任の地位にある人々が、何回も話し合う機会をつくるべきだと言ふことである。

○早くも四月の雨をきこうとしてゐる。そして本年の新生活運動の前途もいよゝはつきりしてきたといえる。

市民の皆さんがよく理解されて市行政が円滑に運営されるよう一段の御協力を希求するものである。○会津の寒村の生活記録は実に真実。

弱きを助け
大昔から話をしていては夜が短かくなつたのに迷惑するから、早速問題の核心にふれよう。

今再燃している合同問題について第一に取上げてもらいたいのは、各団体の責任の地位にある人々が、何回も話し合う機会をつくるべきだと言ふことである。

○早くも四月の雨をきこうとしてゐる。そして本年の新生活運動の前途もいよゝはつきりしてきたといえる。

市民の皆さんがよく理解されて市行政が円滑に運営されるよう一段の御協力を希求するものである。○会津の寒村の生活記録は実に真実。

弱きを助け
大昔から話をしていては夜が短かくなつたのに迷惑するから、早速問題の核心にふれよう。

今再燃している合同問題について第一に取上げてもらいたいのは、各団体の責任の地位にある人々が、何回も話し合う機会をつくるべきだと言ふことである。

○早くも四月の雨をきこうとしてゐる。そして本年の新生活運動の前途もいよゝはつきりしてきたといえる。

市民の皆さんがよく理解されて市行政が円滑に運営されるよう一段の御協力を希求するものである。○会津の寒村の生活記録は実に真実。

